

青谷栄町団地のお客さま

# 消費税法の改正に伴う ガス料金改定等のお知らせ

鳥取ガス産業株式会社 鳥取市五反用町 6 番地

平素は鳥取ガス産業をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

この度、消費税法の改正により 2019 年 10 月 1 日より消費税率が 8%から 10%に引き上げられることになりました。

新たな消費税率を反映させていただくため、ガス料金表を見直します。

※ガス料金の税抜価格は変更ございません。

今後もより一層のサービスの向上・保安の確保に努めてまいりますので、ご理解 賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 変更の概要について

## ① 料金表の変更

【指定旧供給地点小売供給約款による契約(一般契約)】

		変更前料金		変更後料金	
料金表種別	適用区分	基本料金	基準単位料金	基本料金	基準単位料金
		円/月	円/m³	円/月	円/m³
Α	0m³ から 8m³ まで	919.08	481.56	936.10	490.47
В	8m³ をこえ 30m³ まで	1,345.68	428.23	1,370.60	436.16
С	30m³ をこえる場合	2,158.27	401.14	2,198.24	408.57
		•			(税込)

#### 【家庭田等ガスコージェネレーションシステム契約】

Lance in drawn									
		変更前料金		変更後料金					
料金表種別	適用区分	基本料金	基準単位料金	基本料金	基準単位料金				
		円/月	円/m³	円/月	円/m³				
А	0m³ から 8m³ まで	972.00	508.29	990.00	517.70				
В	8m³ をこえる場合	2,653.17	298.14	2,702.30	303.66				
					(1)()])				

(税込)

### ②約款における字句等の変更

「指定旧供給地点小売供給約款」について、現行のガス事業法等の関連法令に適合するよう、字句等を変更 いたします。

- ※消費税率の改定に関する経過措置により、2019年9月30日以前から継続してご使用いただいているお客さ まにつきましては、2019年 10月1日から2019年10月31日までに支払義務が初めて発生するガス料金 は、旧税率 (8%) が適用されます。
- ※経過措置が適用されるお客さまの10月分の検針票には、旧税率(8%)の基本料金が表示されています。 新税率 (10%) の基本料金が表示されるのは、11 月分の検針票からとなりますので、予めご了承ください。
- ※単位料金は別途、原料費の変動に応じて調整いたします。 ご請求時の調整単位料金(単価)につきましては、検針票にてご確認ください。
- ●変更後の供給条件は当社ホームページ、事業所等窓口にてご確認ください。 (書面をご希望の際は、下記記載のお問合せ先へご連絡ください。)
- ▶上記変更内容をご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。変更内容にご承諾いただけない場合は、 下記記載のお問合せ先へご連絡ください。